

日本年金機構からのお知らせ

マイナンバーでの手続きの開始・届書様式の変更について

○厚生年金保険関係手続きが基礎年金番号だけでなく、マイナンバーでも行うことが可能となり、手続きの選択肢が増えました。

従来は、従業員を採用した場合、年金手帳の提出を求め、基礎年金番号により資格取得届を提出していましたが、今後はマイナンバーでの提出が可能となります。

※20歳未満等で基礎年金番号をお持ちでない方は、マイナンバーを記入してください。



マイナンバーでの手続きに関するお知らせを日本年金機構ホームページに掲載しています。

○平成30年3月5日から届書様式が変更（様式統合、マイナンバー欄追加、A4縦判化等。電子媒体を含む）となっていますので、変更後の様式を使用するようお願いいたします。

○被保険者のマイナンバーが変更された場合は、日本年金機構への届出が必要となります。

今後の氏名・住所の変更の届出について

マイナンバーによる氏名・住所の変更の届出省略を可能とするため、日本年金機構では基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを進めています。

今後、マイナンバーと基礎年金番号が結びついている厚生年金被保険者・国民年金第3号被保険者については、住民票の異動情報から年金記録の氏名・住所の情報を更新します。そのため、事業主様からの住所変更届等の提出が原則として不要となります。（届出省略の実施時期や詳細については、日本年金機構のホームページでお知らせします。）

（注）基礎年金番号とマイナンバーが紐付かない被保険者については、平成30年7月以降事業主様宛てに対象者をお知らせし、氏名・住所の変更があった場合は届出をお願いする予定です。（詳細は、日本年金機構ホームページをご参照ください。）

なお、国民年金第3号被保険者については、別途、ご本人宛てにお知らせしますので、ご本人から氏名・住所の変更について届出があった場合は、提出をお願いします。

被保険者証関連届書の優先処理実施

平成30年4月から健康保険被保険者証の発行遅延が生じないように、被保険者証関連届書（「資格取得届」、「被扶養者異動届」）を優先的に処理します。届書の提出時期と決定通知書の送付時期が被保険者証関連届書とその他届書とで前後することがありますが、ご了承願います。

現物給与の価額改定

報酬や賞与の全部または一部が通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額が改定され、平成30年4月1日より適用されることになりました。詳しくは日本年金機構ホームページをご参照ください。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>